

第 16 回教育委員会

平成 28 年 8 月 23 日
午 前 10 時
本庁舎屋上会議室

議 案

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 127 号 | 大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 |
| 議案第 128 号 | 大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 |

議案第 127 号

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年大阪市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 中「休憩時間は」を「休憩時間は、公務の運営に支障がない場合限り」に改め、同条第 1 号中「保育所等への送迎」を「養育」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則（抄）

（育児を行う職員及び介護を行う職員についての特例）

第5条の2 第3条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、**公務の運営に支障がない場合に限り**、別に定める。

(1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の保育所等への送迎

養育

(2)－(3) 省 略

議案第 128 号

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 7 年大阪市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 中「休憩時間は」を「休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限る」に改め、同条第 1 号中「保育所等への送迎」を「養育」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則(抄)

(育児を行う職員等及び介護を行う職員等についての特例)

第6条の2 第3条第2項から第4項まで及び前条の規定にかかわらず、次の各号
に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があ
ると認められる当該職員等の勤務時間の割振り及び休憩時間は、**公務の運営に支
障がない場合**に限り、別に定める。

(1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員等 当該子の保育所等への送迎
養育

(2)―(3) 省 略

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

大阪府において、ワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、早出遅出勤務の要件を緩和するための規則改正が行われることから、府費負担教職員について規定の整備を行い、あわせて大阪府に準じて勤務条件制度を定めている市費負担教員等についても同様の改正を行う。

2 改正の内容

小学校就学の始期に達しない子のある職員について、早出遅出勤務の要件を、「保育所等への送迎」から、「養育」に改める。

3 施行期日

平成 28 年 9 月 1 日